

令和4年度（2022年度） 熊本県奨学のための給付金における 家計急変世帯への支援募集案内

～ 県内の国公立高等学校等在籍者向け ～

熊本県では、全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育費（教科書、PTA会費等）の負担を軽減するため、熊本県奨学のための給付金（文部科学省の高等学校等修学支援事業費（奨学のための給付金）に該当するものです。以下「給付金」といいます。）を設けています。

本募集は、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯を対象に給付を行うものです。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

基準日時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

- （1）高校生等が高等学校等に在籍していること。
- （2）保護者等※が、熊本県内に住所を有すること。
- （3）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯であること又は生活保護を受給している世帯であること。（ただし、生業扶助が行われている世帯を除く）

※保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

家計急変対象世帯の考え方

保護者全員のそれぞれの県民税・市町村民税の所得割額が非課税相当であると認められること

例 1



父（R4非課税） 母（R4課税）
：収入に ； 失職
変化なし （会社都合）

 **審査対象**

父母ともに非課税相当になる可能性があるため

例 2



父（R4非課税） 母（R4課税）
：減収 ； 収入に変化なし

 **審査対象外**

母親が非課税相当と認められないため

例 3



ひとり親（R4課税）
：疾病による減収

 **審査対象**

父親が非課税相当になる可能性があるため

2 給付金額

1人あたりの給付金額は、次のとおりです。

学校区分	家計急変発生月	基準日	1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
全日制 定時制	7月まで	7月1日	114,100円	143,700円
全日制 定時制	7～翌3月	家計急変のあった月の翌月1日（家計急変発生日が月の初日の場合は、その月の1日）※	114,100円× （家計急変のあった月の翌月～翌年3月）/12（当該年度）	143,700円× （家計急変のあった月の翌月～翌年3月）/12（当該年度）
通信制 専攻科	7月まで	7月1日	50,500円	
通信制 専攻科	7～翌3月	家計急変のあった月の翌月1日（家計急変発生日が月の初日の場合は、その月の1日）※	50,500円× （家計急変のあった月の翌月～翌年3月） /12（当該年度）	

※例えば、7月19日に家計急変が発生した場合、8月1日が基準日となります。

○給付金額の詳細は、別紙「熊本県奨学のための給付金 対象確認シート」で確認してください。

○新入生に係る前倒し給付を支給された世帯については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

3 交付決定の通知及び給付金の交付

提出された書類を県において審査のうえ、その結果を、在籍する高等学校等を通じてお知らせします。給付金の交付は、申請時に届けられた金融機関口座へ振り込み予定です。

4 申請手続き

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。

※申請者は、高校生等の保護者等になります。

- (1) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」
- (2) 保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると確認できる書類において、①～③のすべて
 - ① **保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類**
例) 離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届など
 - ② **家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類**
例) (家計急変前) 所得課税証明書の写し等
(家計急変後) 会社作成の給与見込、直近の給与明細、
税理士または公認会計士の作成した証明書類など
 - ③ **保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類**
例) 扶養親族全員分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- (3) 「申立書」
- (4) 「振込口座が確認できる書類」 (通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等)

(2枚目に続きます⇒)

(5) 兄弟姉妹のいる高校生等^(注1)は給付金額が異なるため、「健康保険証の写し」^(注2)
ただし、(2)③で提出している場合は不要

(注1) 条件は以下のいずれか

- ・当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等の場合
- ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

(注2)

- ・高校生等分と兄弟姉妹分を提出してください。
- ・国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してください。

5 提出期限・提出先・問い合わせ先

申請される場合は、必要書類を以下のとおり提出してください。

提出期限	令和4年7月20日(水)(以降も随時受付)
提出先	熊本農業高等学校 事務室 担当：米澤
連絡先	096-357-8800

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 高校2年生と高校1年生の子どもがいる場合、給付額はいくらになりますか？

A 2 国公立高校に在学中の場合、高校2年生は1人目の高校生等であるため、114,100円、高校1年生は2人目以降の高校生等であるため143,700円となり、世帯合計で257,800円となります。
なお、申請書類は、お一人ずつ、それぞれ在学する学校に提出してください。

Q 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。（収入や所得とは異なります。）市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q 4 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 4 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

Q 5 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 5 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 6 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 6 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 7 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 7 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 8 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

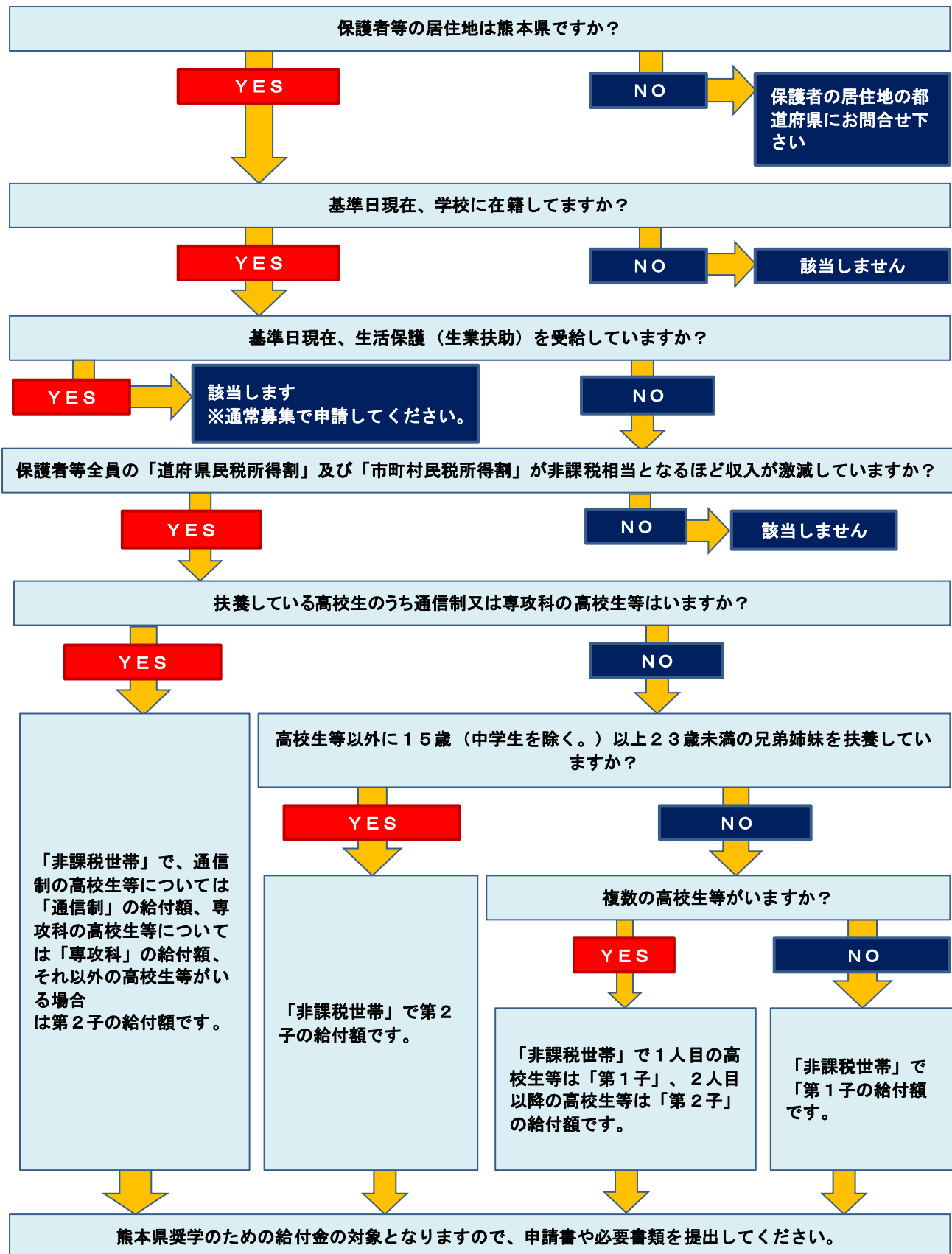
A 8 給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 9 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 9 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

【家計急変】

熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（国公立用）



給付額について（年額）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯（第1子）	114,100円	50,500円	
非課税世帯（第2子）	143,700円		

※保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。